

## 平成29年度 第24回人事委員会議事録

一 日 時 平成30年3月27日(水) 午後3時から4時25分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

### 三 出席者

- |         |      |         |         |         |  |
|---------|------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員  | 委 員  | 中 原 都   |         |         |  |
|         | 委 員  | 小 松 哲 也 |         |         |  |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 今 岡 誠 一 | 次長兼任用課長 | 山 添 久   |  |
|         | 給与課長 | 吉 野 一 朗 | 係 長     | 富 山 哲 明 |  |
|         | 係 長  | 湯ノ口 修   | 係 長     | 足 立 陽 子 |  |
|         | 係 長  | 古 川 真 史 |         |         |  |
| 3 傍聴者   |      | 3名      |         |         |  |

### 四 議 題

- 議案第1号 職員の採用選考について
- 議案第2号 審査請求の受理及び審査員の指名について
- 議案第3号 人事委員会規則の一部改正について(退職管理関係)
- 議案第4号 人事委員会規則等の一部改正について(公益法人等派遣関係)
- 議案第5号 人事委員会規則等の一部改正について(組織改正関係等)
- 議案第6号 人事委員会規則等の一部改正について(諸手当関係)
- 議案第7号 人事委員会規則等の一部改正について(勤務時間関係)
- 報告第1号 事業場調査の結果について

### 五 議 事

地方公務員法第11条第2項の規定に基づき、会議を開かなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるため、二人の委員により会議を開くこととした。

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号及び第2号は非公開、議案第3号から第7号及び報告第1号は公開とすることについて全員の合意を得た。

#### ◇議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### ◇議案第2号

審査請求の受理及び審査員の指名について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### ◇議案第3号

人事委員会規則の一部改正(退職管理関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

次のとおり規則を一部改正しようとするもの。

#### 1 改正する規則の名称

鳥取県職員の退職管理に関する規則(平成28年鳥取県人事委員会規則第2号)

## 2 改正概要

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることとなることとなった。新たな教育長は特別職の職員となることから、一般職を対象とした本規則の適用対象外となるため、関係規定から削除する。
- (2) その他所要の改正を行う。

## 3 施行日等

- (1) 施行日は、公布日（3月下旬）とする。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

### ◇議案第4号

人事委員会規則の一部改正（公益法人等派遣関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

次のとおり規則及び通知を一部改正しようとするもの。

## 1 改正する規則等の名称

### <規則>

- ① 職員の給与の支給に関する規則
- ② 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- ③ 通勤手当の支給に関する規則
- ④ 初任給調整手当の支給に関する規則
- ⑤ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
- ⑥ 職員の旅費等に関する条例施行規則
- ⑦ 住居手当に関する規則
- ⑧ 職員の育児休業等に関する規則
- ⑨ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ⑩ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ⑪ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則

### <通知>

- ① 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について
- ② 通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針
- ③ 期末手当及び勤勉手当の運用について
- ④ 育児休業等制度の運用について
- ⑤ 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ⑥ 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ⑦ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の運用について

## 2 改正概要

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正により、鳥取空港ビル株式会社が職員を退職派遣する特定法人とされることに伴い、特定法人への退職派遣に係る規定の整備を行う。

## 3 施行日

平成30年7月1日

## ◇議案第5号

人事委員会規則の一部改正（組織改正関係等）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正しようとするもの。

#### 1 改正する規則等の名称

##### (1) 規則

- ① 給料表の適用範囲に関する規則
- ② 職員の職務の級の分類に関する規則
- ③ 管理職手当に関する規則
- ④ 管理職員等の範囲を定める規則
- ⑤ 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

##### (2) 定め

- ① 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について
- ② 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について

#### 2 改正概要

##### (1) 平成30年度組織改正関係

###### ①給料表の適用範囲に関する規則

鳥取市立の義務教育学校の新設及び鳥取市の中核市移行に伴う事務の移管等に伴い、教育職給料表（2）、医療職給料表（1）、医療職給料表（2）及び医療職給料表（3）を適用する職員の範囲を定める規定を一部改正する。

###### ○教育職給料表（2）

- ・義務教育学校の職の追加
- ・文化政策課の専門員の追加

###### ○医療職給料表（1）

- ・東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の職の削除

###### ○医療職給料表（2）

- ・東部福祉保健事務所健康支援課及び東部生活環境事務所の職の削除
- ・福祉保健部又は生活環境部の参事監、参事、課長補佐、係長、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士（人事委員会が定めたものに限る。）の追加

###### ○医療職給料表（3）

- ・東部福祉保健事務所の職の削除

###### ②職員の職務の級の分類に関する規則

職の新設及び鳥取市の中核市移行に伴う事務の移管等に伴い、職務の級の分類を定める級別職務分類表（行政職給料表、医療職給料表（1）、医療職給料表（2）、海事職給料表）を一部改正する。

###### ○行政職給料表級別職務分類表

<知事部局>

- ・総合事務センター所長（8級）の追加

- ・総合事務所共通に参事監（7級）の追加
- ・東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の職の削除
- ・東部建築住宅事務所長（6級）及び次長（5級、4級）の追加

<教育委員会>

- ・本庁共通 次長（9級）の追加

○医療職給料表（1）級別職務分類表

<知事部局>

- ・東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の職の削除

○医療職給料表（2）級別職務分類表

<知事部局>

- ・東部生活環境事務所の職の削除

○海事職給料表級別職務分類表

<知事部局>

- ・漁業取締専門員（4級）の追加

③管理職手当に関する規則

組織又は職の新設等に伴い、管理職手当の支給区分を定める規則別表第1に規定する職、及び管理職手当月額を定める規則別表第2に規定する区分（種別）及び手当月額を一部改正する。

規則別表第1

<知事部局>

- ・総合事務センターの所長（2種）及び東部建築住宅事務所の所長（3種）の追加
- ・東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の削除

<教育委員会>

- ・本庁の次長（1種）の追加
- ・市町村立学校の特別支援学校の削除
- ・市町村立学校の義務教育学校の校長（3種、4種、5種）、副校長（特4種、特6種（区分新設））及び教頭（5種、7種）の追加

規則別表第2

- ・教育職給料表（2）職務の級（3級）の特6種の管理職手当月額の追加
- ・備考1（特定職）に雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワークを追加。

④管理職員等の範囲を定める規則

組織又は職の新設、管理職員の範囲を定める当該規則別表に規定する職員を一部改正する。

<知事部局>

- ・本庁の職員支援課の課長補佐、係長及び主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うもの並びに東部振興課の課長補佐のうち庁舎管理に関する事務を行うものの追加
- ・東部建築住宅事務所の所長、次長の追加
- ・本庁の業務効率推進課の課長補佐及び係長の削除
- ・東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の削除

<会計管理者>

- ・機関の名称を会計管理者から会計管理局に改称。

<教育委員会>

- ・本庁の教育長の削除

⑤給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について

- ・東部福祉保健事務所健康支援課及び東部生活環境事務所の職の削除
- ・医療職給料表（２）が適用される福祉保健部又は生活環境部の職員に、採用時の職が薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士であって、鳥取市の中核市移行に伴い鳥取市へ派遣される職員を追加。

⑥管理職手当に関する規則別表第１中の「人事委員会が承認したもの」について

- ・東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の職の削除
- ・鳥取市の中核市移行に伴い鳥取市へ派遣となる者で職務・職責が所属長に相当する参事の追加

(2)公平委員会受託事務関係

○公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則関係町村等の職の設置等に伴い、管理職員等の範囲を定める当該規則別表を一部改正する。

○八頭町

- ・教育委員会事務局の教育長の削除

○北栄町

- ・町長部局の支所長の追加

3 施行日

平成30年4月1日

【質 疑】

委員：文化政策課の専門員について、教育委員会に文化財主事がおられると思うが、文化政策課にそのまま業務が移るとのことか。

事務局：1名の配置がなされる。当面、文化財の活用について文化財行政との連携をとるということで、異動によって配置するもの。教育委員会と連携しながら観光や地域振興での文化財の活用を図っていく。

#### ◇議案第6号

人事委員会規則の一部改正（諸手当関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正しようとするもの。

1 改正する規則等の名称及び概要

(1) 通勤手当関係

① 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）

ア 職員の給与に関する条例の一部改正による特急料金に係る通勤手当の支給額の上限割合の引

上げに伴う規定の整備

イ 任命権者を異にする異動をした職員に係る届出義務付け規定の廃止

ウ 地方独立行政法人法の改正に伴う所要の規定の整備

② 通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針（昭和44年2月1日付発鳥人委第10号）

ア ①のアに伴う規定の整備

イ ①のイを踏まえ、任命権者を異にする異動をした場合に異動前の任命権者が異動後の任命権者に送付する書類を変更

ウ 鳥取県公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備

(2) 住居手当関係

① 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）

ア 民間企業等の職員宿舎を貸与されている職員について、国や地方公共団体、公益的法人等の職員宿舎を貸与されている職員との均衡を考慮して手当の支給対象から除外

② 住居手当の運用について（昭和49年12月26日付発鳥人委第162号）

ア ①のアに伴う規定の整備

(3) 期末・勤勉手当関係

① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）

ア 医療職給料表（3）適用職員に係る役職段階別加算の対象職員の範囲の見直し

イ 平成30年度から教育長が特別職の職員となることに伴う所要の規定の整備

ウ 地方独立行政法人法の改正に伴う所要の規定の整備

② 期末手当及び勤勉手当の運用について（昭和41年2月1日付発鳥人委第12号）

ア ①のアに伴い、役職段階別加算を受ける職員のうち人事委員会が定める職員から、医療職給料表（3）3級適用職員を削除

イ 鳥取県公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備

(4) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準関係

① 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和52年1月25日付発鳥人委第14号）

ア 独立行政法人改革に伴う所要の規定の整備

イ 鳥取県公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備

2 施行日

平成30年4月1日

## ◇議案第7号

人事委員会規則の一部改正（勤務時間関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正しようとするもの。

1 改正する規則等の名称

(1) 規則

① 職員の勤務時間、休暇等に関する規則

② 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(2) 定め

① 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

② 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

③ 臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について

#### ④ 臨時的任用職員の休暇について

### 2 概要

- ・任命権者からの依頼を踏まえ、不妊治療のための特別休暇を新設するため、規則及び定め of 所要の規定の整備を行うもの。
- ・非常勤職員の休暇制度の見直しを踏まえ、臨時的任用職員に骨髄提供、不妊治療休暇、妊婦検診等の特別休暇を認めるもの。
- ・地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）の改正に伴う規則 of 所要の規定の整備を行うもの。

### 3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

#### 【質 疑】

委員：臨時的任用職員と非常勤職員とはどう違うのか。

事務局：臨時的任用職員はフルタイム勤務の常勤職員であり、非常勤職員は常勤でない職員である。

### ◇報告第 1 号

事業場調査の結果について、事務局が説明した。

#### 【説 明】

#### 1 調査概要

労働基準法及び労働安全衛生法遵守の観点から、人事委員会が労働基準監督の職権を行使する 117 事業場（12 号事業場（教育・研究・調査）及び官公署）に対して実施した。調査内容は次のとおり。

- （1）労働安全衛生法に規定される基準・遵守事項関係
- （2）労働基準法に規定される基準・遵守事項関係

#### 2 調査結果、対応等

##### （1）労働安全衛生法に規定される基準・遵守事項関係

ア 安全衛生管理体制（クレーン取扱体制、衛生管理者、安全推進者（知事部局）、衛生推進者等の選任状況並びに衛生委員会の開催）

##### 【調査結果】

- ・衛生管理者の報告漏れが 2 件あった。（口頭指導済み）

イ 事故発生回数・死傷病者数

##### 【調査結果】

- ・労働者死傷病報告の報告漏れが 1 件あった。（口頭指導済み）

ウ 危険又は有害な業務の有無・取扱状況

##### 【調査結果】

<台帳調査>

- ・特段の指導事項なし。

<実地調査>

10 事業場（法令に定める特定化学物質等及びボイラー等の機械を取り扱う所属 37 事業場のうち、10 事業場を選定 平成 28 年度は 4 事業所を実施）

- ・重大な瑕疵は見受けられず各事業場とも概ね適正な安全措置を講じているものと確認した。なお、2 事業所で調査台帳の不備、1 事業場で有機溶剤の種別の区分の表示（色分け等）の不備があった。（口頭指導済み）

(2) 労働基準法に規定される基準・遵守事項関係（勤務時間割振、週休日、時間外勤務及び休日勤務に関する協定（以下、「36協定」））

【調査結果及び対応等】

- ・36協定に定める月間限度時間の超過が5事業場あった。
- ・いずれも職員の休職や、事務量が急増した等の事情があるものの、限度時間等協定内容の認識不足が主な原因である。
- ・36協定違反があった所属に対しては、「協定違反は努力目標ではなく使用者に刑事罰が科される可能性もあること」、「協定遵守が不可能となった時点で直ちに変更届を提出すること」、等の注意事項と併せて、文書により是正指導を行う。

3 今後の労働基準監督、労働安全衛生管理について

労働基準法や労働安全衛生法に係る規定の遵守については、毎年、一部の所属で違反がみられる状況が続いている。（36協定違反：一昨年度3所属→昨年度3所属→本年度5所属、衛生管理者選任報告漏れ：一昨年度4所属→昨年度1所属→本年度2所属）。いずれの違反事例も法令等の内容についての理解が不十分なことに起因するものであることから、事業場調査等を通じた指導助言のほか、本年度と同様に年度当初にすべての対象事業場に対し、違反事例を示した注意喚起文書を送付する方法により、違反の未然防止を図ることとしたい。

【質 疑】

委員：衛生管理者の選任の報告漏れなどがあるが、どのような改善策を考えているか。

事務局：まずは、年度の当初に注意喚起等の文書により、周知を図りたい。

六 次回人事委員会の開催

平成30年4月19日（木）午前9時40分から開催することとした。